

相談

地域の皆さんからの
人権に関する相談に応じています。

このような相談に応じています

- いじめ、体罰を受けた ●暴行・虐待を受けた
- 差別を受けた ●名誉毀損、プライバシー侵害を受けた
- セクシュアル・ハラスメントを受けた
- インターネット上で誹謗中傷された など

様々な相談方法があります

- 面接
 - ・常設相談所
(法務局・地方法務局又はその支局)
 - ・特設相談所
(市町村役場、デパート、社会福祉施設等で随時開設)
- 電話*
- インターネット人権相談*
- 子どもの人権SOSミニレター*
※裏面をご覧ください。



救済

「人権を侵害された」という
被害者からの申告を受け、
法務局職員と協力して、
調査処理に当たります。
人権相談から救済手続を
開始する場合があります。

被害者救済の流れ



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

人権擁護委員は こんな活動をして います



啓発

人権の大切さを多くの方々に
知っていただき、また、
考えていただくために、
様々な活動を行っています。

人権の花運動

子どもたちが協力し
て花を育てることを
通じて、「命の大切
さ」や「相手への思
いやり」の心を育む
ことを目的に活動を
しています。



人権教室



いじめなどについて
考える機会を通じて、
相手への「思いやり」
の大切さを伝
えています。

全国中学生人権作文コンテスト

人権問題についての作文を書く
ことを通じて、豊かな人権感覚
を身に付けることを目的に実施
しています。



地元企業や施設での講演

企業や社会福祉施設の人権研修に講師を派遣
して、人権尊重の重要性を伝えています。



街頭啓発・啓発イベント

各地域で様々な啓発活動を行っています。



人権擁護委員って どんな人?

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の方々で、現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村（東京都においては区を含む。）に配置されています。人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

子どもの人権SOSミニレター

電話では相談しにくい、勇気があるなどといった、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。全国の小・中学生に配布しています。



人権擁護委員は、届いた手紙から子どもたちの想いを読み取って返事を書くなど、子どもたちの心に寄り添い、事案に応じて、子どもたちの声を救済に結び付ける取組を行っています。

人権擁護委員の き草

き草（バッチ）のデザインは、外枠が「かたはみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたはみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



き草

かたはみ

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、名誉毀損・プライバシー侵害など

ひとりで悩まずご相談ください。
秘密は守ります。相談は無料です。

みんなの人権110番

0570-003-110

子どもの人権110番(通話料無料)

0120-007-110

女性の人権ホットライン

0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口

パソコン・スマホ・携帯電話共通

インターネット人権相談 検索 SOS-eメール
<https://www.jinken.go.jp/>

12月4日～10日は人権週間です。
各地域でイベントを開催するなどして、皆さんに人権尊重の大切さを呼び掛けています。

みんなが
幸せな
明日へ



人権擁護委員

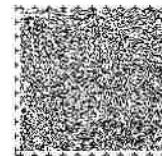
あなたの街の相談パートナー

6月1日は人権擁護委員の日です。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

この冊子には、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。



法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。